



特許技監  
嶋野 邦彦

新年明けましておめでとうございます。平成30年の年頭にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

我が国で知的財産制度が整備されたのは明治時代のことであり、130年以上も前に遡ります。以来、多くの先人の努力により、海外の技術の導入とそのキャッチアップ、さらに独自技術の開発によって、我が国は技術先進国へと発展してきました。その中で知的財産制度は重要な役割を果たしています。1990年以降の長引く経済的停滞に対応すべく、2002年には知的財産に関する国家戦略である「知的財産戦略大綱」が決定され、産業の発展と国民生活の向上のため、我が国を世界有数の経済・社会システムを有する「知的財産立国」とすることが謳われました。世界に目を向けると、中国や韓国、さらに新興国の経済発展も目覚ましく、企業活動のグローバル化がますます進んでいます。このような時代の流れの中で、特許庁は、我が国の持続的な経済発展に知的財産の側面から貢献するため様々な施策に取り組んできました。

近年、IoT、AI、ビッグデータという言葉に代表される第四次産業革命が進展し、情報通信技術と様々な産業分野が結びつき、新たなビジネスが生まれています。特許審査部では、IoT関連技術の審査を適切に行うための取組みを進めてきました。まず、IoT関連技術に関する審査事例を特実審査ハンドブックに追加し、様々な融合分野における審査の指針としました。また、広範囲にわたるIoT関連技術の先行技術調査と統計情報の作成を適切に行うため、IoT関連技術を網羅した特許分類であるZITを世界に先駆けて策定しました。審査官は、IoT関連の発明を審査する際に、これらの事例や分類を活用することに加え、すべての案件について、情報通信技術の審査にも通じたIoT専門の担当官と協議を行い、発明該当性や先行技術の調査範囲等に関して知見を共有しています。このような取組みを通じてIoT関連技術の審査の充実に努めてきました。

様々な立場の制度ユーザの支援も重要な課題です。大企業と比較して資力の面で格差を抱える企業や、首都圏に所在している企業と比較して地理的な面で不便な思いをされている方がいます。このような物理的な格差の克服を支援し、地域における中堅・中小企業のイノベーションを後押しするため、各地域の支援機能の充実を図っています。昨年7月には、「INPIT近畿統括本部」(INPIT-KANSAI)が開設され、知的財産戦略のエキスパートによる高度で専門的な支援や、審査官が使用するのと同程度の高度検索用端末による情報の提供が始まりました。審査の面でも、出張面接・テレビ面接審査の拠点として活用しています。今後も、「INPIT近畿統括本部」や各地の知財総合支援窓口などを通じて、地域の中小・ベンチャー企業の知的財産の取得と知的財産を活用した事業展開やビジネスの成長の後押しをしていきます。

ビジネスがボーダレス化し、企業の知財戦略もグローバル化する中、我が国の企業のグローバルなビジネス展開を後押しするとともに、我が国の制度を利用している世界のユーザへ貢献することも我々の使命です。国際的な知的財産ポートフォリオの構築を円滑に進めるためには、それに要するイニシャルコストを抑えること、すなわち、ユーザが各国の知的財産庁でストレス無く権利を取得できる環境を整備することが重要です。特許庁では、これまでも、制度の調和、特許審査ハイウェイ構想 (PPH)、グローバルドシエによる各国の審査情報の共有などを世界に提案してきました。さらに、特許審査に本格的に取り組み始めた新興国に対しては、国際研修指導教官をはじめとした経験豊かな審査官を講師として派遣し、我が国の審査基準の説明や先行技術調査の進め方など具体的な審査手法を指導しています。昨年は、インドで約250人の新人審査官を対象とした研修を行った他、マレーシア、インドネシアにおいても、実際の出願案件を用いたOJTなどの実務指導を行いました。

意匠制度に関しては、2015年5月から我が国で出願受付を開始したハーグ協定に基づく国際出願が、欧州諸国を中心として年間2000件程度で推移しており、審査も順調に進みました。各国のユーザに対しては、審査国である我が国への国際出願の際の留意点などについてWIPOと協力しながら周知に努めています。また、商務サービスグループと共同で、昨年7月に、「産業競争力とデザインを考える研究会」を設置し、デザインによる我が国企業の競争力強化に向けた課題の整理とその対応策の研究を開始しました。本研究会で得られた成果は、我が国の意匠制度の見直しや今後の産業政策に反映する予定です。

知的財産に関わる紛争が注目を集める中で、覆らない安定した権利を早期に設定すること、及び、紛争が生じた際に権利の有効性について適切な判断を下すことという審判制度の役割も益々重くなっています。制度ユーザの理解と納得感を高めるため、審判部では日々の実務の充実を図るとともに様々な取組みを進めています。企業の知的財産部員、弁理士、弁護士と審判官が一堂に会して審決や判決についての事例研究を行う審判実務者研究会を2017年も特許・意匠・商標合わせて20事例について実施し、報告書を公表する予定です。この研究会には2016年から知財高裁・東京地裁の裁判官にもオブザーバとして参加いただいています。さらに昨年は、「国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～」を、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとの共催により開催しました。本シンポジウムでは、日中韓及びASEAN諸国の裁判官をはじめ、アジアの実務家が集い、活発な議論が行われました。今年も引き続き、審判及び知的財産司法分野の国際連携を強化するとともに、審判制度の普及・啓発を推進します。

ビジネスのグローバル化、情報通信技術をベースとした第四次産業革命の進展など、我が国の知的財産制度を取り巻く環境は大きく変化しており、審査官・審判官の活躍の場は拡大しています。今年も、我が国の産業の持続的な発展を知的財産の側面から支え、制度ユーザに貢献するため、引き続き力を尽くしていきましょう。

最後に、皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。